

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月13日
【四半期会計期間】	第10期第1四半期（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）
【会社名】	ネットイヤーグループ株式会社
【英訳名】	Netyear Group Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石黒 不二代
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5728-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 播本 孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区桜丘町26番1号
【電話番号】	03-5728-0600（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 播本 孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(千円)	538,471	3,363,792
経常利益(千円) (は損失)	114,395	324,067
四半期(当期)純利益(千円) (は損失)	115,411	382,027
純資産額(千円)	1,862,251	1,990,577
総資産額(千円)	2,100,852	2,423,566
1株当たり純資産額(円)	28,562.14	30,785.30
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)(は損失)	1,773.84	6,465.62
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	6,433.39
自己資本比率(%)	88.6	82.1
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	212,758	196,914
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	45,868	124,168
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	7,262	154,047
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,014,802	855,175
従業員数(人)	185	168

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	185	(5)
---------	-----	-----

- (注) 1. 従業員は、当社グループからグループ外への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 従業員数に使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 臨時雇用者数は、パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は除いており、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	155	(5)
---------	-----	-----

- (注) 1. 従業員は、当社から社外への出向者を除いた就業人員数であります。
2. 従業員数に使用人兼務取締役は含んでおりません。
3. 臨時雇用者数は、パートタイマーを含んでおりますが、派遣社員は除いており、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業内容に、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況は、次のとおりであります。

サービス品目	受注高(千円)	受注残高(千円)
コンサルティングサービス	80,016	40,520
クリエイティブサービス	490,463	394,908
ウェブソリューションサービス	84,743	67,335
ウェブ運用サービス	242,563	55,848
合計	897,785	558,611

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、SIPS事業の単一セグメントであるため、サービス品目別に記載しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、次のとおりであります。

サービス品目	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
コンサルティングサービス(千円)	72,661
クリエイティブサービス(千円)	216,676
ウェブソリューションサービス(千円)	42,499
ウェブ運用サービス(千円)	206,634
合計(千円)	538,471

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、SIPS事業の単一セグメントであるため、サービス品目別に記載しております。

3. 当第1四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
KDDI株式会社	91,088	16.9

(注) 上記金額に消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国経済は、長期化している資源高による世界的なインフレ圧力が高まる中、米国景気は低迷し、企業は設備投資を抑え始め、また、個人消費は停滞し、厳しい状況が鮮明になってまいりました。

当社グループを取り巻く市場環境としましては、国内外の経営環境には厳しいものがあるものの、企業のマーケティング活動におけるインターネットやウェブサイトの重要性は益々高まっており、高い投資意欲は続いていると考えられます。

このような状況の下、当社グループは、マーケティングに課題を持つ企業に対して、PC/モバイルのウェブを中核に据えた総合的なマーケティング戦略を提案・実践し、顧客満足度の一層の向上を図ってまいりました。具体的施策としましては、社員のサービス改善への貢献度を評価する「クオリティポイント制度」を導入し、サービス改善活動を人事評価に連動させることで、社員の品質管理に対する意識を高めるとともに、全社で品質向上に取り組む活動を強化いたしました。また、事業拡大やサービス強化を実現して行く上で、社員自ら立案し主体的に取り組むことを可能とする「チャレンジタスクフォース」制度を開始し、マーケティングプランニングや情報設計の強化、サイト構築の効率化、新しいインタラクティブメディアの開発などに果敢にチャレンジする社内環境作りを目指しました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は538,471千円、営業損失は112,040千円、経常損失は114,395千円、四半期純損失は115,411千円となりました。(平成20年3月期の第1四半期連結会計期間については、四半期連結財務諸表を作成していないため、前年同期との比較分析は行なっておりません。なお、当社グループの事業は、売上高が第2四半期、第4四半期に集中し、特に多くの顧客企業の事業年度末となる第4四半期に売上高が偏重する傾向があります。)

(2)キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ159,626千円増加し、1,014,802千円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純損失114,258千円を計上しましたが、減価償却費を12,729千円計上し、売上債権の減少額559,244千円等により212,758千円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形無形固定資産の取得による支出15,868千円、貸付けによる支出30,000千円によるものであり、45,868千円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、ストック・オプション行使による株式の発行による収入8,100千円、配当金の支払額15,362千円によるものであり、7,262千円の支出となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	184,342
計	184,342

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,200	65,200	東京証券取引所 マザーズ市場	-
計	65,200	65,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成16年6月25日定時株主総会決議、平成17年6月24日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	15,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自平成18年6月26日 至平成26年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 15,000 資本組入額 7,500
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権が行使可能となった日より1年間は、各新株予約権者は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。</p> <p>(4) その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割(又は株式併合)の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

3. 新株予約権発行後、当社が払込金額を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をする場合(新株予約権の行使による場合を除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前払込金額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式から当社が保有する自己株式数を控除した数と

し、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 当社が合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権
 (平成18年9月12日臨時株主総会決議、平成18年9月26日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	480
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自平成20年9月13日 至平成28年9月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、当該新株予約権者は、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所に上場され取引が開始される日又は日本証券業協会に店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することはできないものとする。 (3) その他の新株予約権行使の条件は、当社取締役会において決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式

にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(平成19年3月9日臨時株主総会決議、平成19年3月9日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,739
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,739 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注)2、3、4
新株予約権の行使期間	自平成21年3月10日 至平成29年3月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、権利行使時においても当社、当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が当社、当社子会社の取締役又は従業員の地位を失った後、当社監査役に選任され、又は子会社・関連会社の取締役、監査役もしくは従業員に選任・採用された場合、その在任・在職中に限り、自己に発行された新株予約権を行使することができる。 (2) 新株予約権者は、会社の株式がいずれかの証券取引所へ上場され取引が開始される日又は日本証券業協会へ店頭登録され取引が開始される日まで新株予約権を行使することができないものとする。 (3) 新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった日より1年間は、割当を受けた新株予約権のうち50%以内を上限として、また翌1年間は累積ベースで75%以内を上限として、行使することができる。 (4) その他の新株予約権行使の条件は、当社取締役会にて決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡、質入その他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 割当日後、当社が行使金額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり行使価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり行使価額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

4. 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日 (注)	540	65,200	4,050	515,620	4,050	551,202

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,200	65,200	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	65,200	-	-
総株主の議決権	-	65,200	-

【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	84,500	131,000	139,000
最低(円)	59,000	72,800	86,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,014,802	855,175
受取手形及び売掛金	352,751	911,996
仕掛品	91,823	53,754
繰延税金資産	186,519	186,518
その他	65,213	34,211
貸倒引当金	-	137
流動資産合計	1,711,109	2,041,519
固定資産		
有形固定資産	123,489	115,273
無形固定資産	31,651	29,614
投資その他の資産		
敷金及び保証金	219,659	219,659
その他	14,942	17,500
投資その他の資産合計	234,601	237,159
固定資産合計	389,743	382,047
資産合計	2,100,852	2,423,566
負債の部		
流動負債		
買掛金	85,103	192,439
未払金	46,875	57,397
未払法人税等	2,411	17,678
賞与引当金	31,047	82,400
役員賞与引当金	-	30,167
受注損失引当金	204	1,153
その他	72,959	51,753
流動負債合計	238,601	432,989
負債合計	238,601	432,989
純資産の部		
株主資本		
資本金	515,620	511,570
資本剰余金	596,686	592,636
利益剰余金	749,945	886,371
株主資本合計	1,862,251	1,990,577
純資産合計	1,862,251	1,990,577
負債純資産合計	2,100,852	2,423,566

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
売上高	538,471
売上原価	514,623
売上総利益	23,847
販売費及び一般管理費	135,888
営業損失 ()	112,040
営業外収益	
受取利息	190
その他	14
営業外収益合計	205
営業外費用	
持分法による投資損失	2,557
その他	3
営業外費用合計	2,560
経常損失 ()	114,395
特別利益	
貸倒引当金戻入額	137
特別利益合計	137
税金等調整前四半期純損失 ()	114,258
法人税、住民税及び事業税	1,153
法人税等調整額	1
法人税等合計	1,152
四半期純損失 ()	115,411

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失()	114,258
減価償却費	12,729
貸倒引当金の増減額(は減少)	137
賞与引当金の増減額(は減少)	51,352
役員賞与引当金の増減額(は減少)	30,167
受注損失引当金の増減額(は減少)	949
受取利息及び受取配当金	190
持分法による投資損益(は益)	2,557
売上債権の増減額(は増加)	559,244
たな卸資産の増減額(は増加)	37,390
仕入債務の増減額(は減少)	107,335
その他の資産の増減額(は増加)	1,596
その他の負債の増減額(は減少)	6,009
小計	225,143
利息及び配当金の受取額	126
法人税等の支払額	12,511
営業活動によるキャッシュ・フロー	212,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	10,779
無形固定資産の取得による支出	5,089
貸付けによる支出	30,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	45,868
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	8,100
配当金の支払額	15,362
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,262
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	159,626
現金及び現金同等物の期首残高	855,175
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,014,802

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】
該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	有形固定資産は定率法を採用しており、連結会計年度に係る減価償却費の額は期間按分する方法によっております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、当社グループは、経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、129,935千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、120,257千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
役員報酬	20,052千円
給与手当	33,127
賞与引当金繰入額	1,803
採用費	15,795
支払手数料	28,579

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	
	(千円)
現金及び預金勘定	1,014,802
現金及び現金同等物	1,014,802

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 65,200株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 - 株

3. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,014	325	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社グループは同一セグメントに属する事業を行っており、SIPS事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションはありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 28,562.14円	1 株当たり純資産額 30,785.30円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額

当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純損失金額	1,773.84円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自平成20年 4 月 1 日 至平成20年 6 月30日)
四半期純損失 (千円)	115,411
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	115,411
期中平均株式数 (株)	65,063
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

ネットイヤーグループ株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大中 康行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 功 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットイヤーグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットイヤーグループ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。